

## 第一中学校【いじめ防止基本方針】

### 1 いじめに対する基本方針

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。すべての教職員が、「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という基本的認識に立ち、以下をいじめに対する基本方針とする。

- (1) いじめる生徒に対して、「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (2) いじめられている生徒を徹底して守り通す。
- (3) 教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

### 2 主な取り組み

#### (1) 道徳教育等の充実

- ① 学校の教育活動全体を通して、豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、全体計画及び年間指導計画に基づいた意図的・計画的な道徳教育を推進する。
- ② 道徳の時間を年間35時間実施する。道徳的価値の自覚を深めさせる時間としての授業の工夫・指導の改善に努める。
- ③ 「主として自分自身に関すること」「主として人との関わりに関すること」を重点として、自主的に判断し、行動する力や他の人の立場を尊重し、多様なものの見方・考え方を涵養する力を育成する。
- ④ 地域の実態を踏まえた体験的な学習や行事を通し、礼儀や思いやりの心を育て、実践する態度を育てる。

#### (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① スクールカウンセラーや学校サポーター、その他、関係諸機関との綿密な連携を図りながら、教育相談活動を充実させる。(1学期中に1年生はSCとの全員面接を実施)
- ② 学校生活の基本となる授業の受け方をはじめ、着席チャイムや休み時間の過ごし方、清掃活動等の日常的な指導を通して、基本的な生活習慣の定着を図る。
- ③ 集団で生活するための規範意識を培うことにより、社会性を高め、規律を尊重して、物事に進んで取り組む生徒を育てる。
- ④ 入学時・年度の開始時に、生徒や保護者、関係機関へ基本方針を説明する。保護者と連携し、子ども見守りシート等を活用するとともに、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ いじめアンケート(年間5回5月、6月、9月、11月、2月に実施)やふれあい月間での取り組み等を通して、生徒理解を深めるための生活指導を組織的に進める。
- ⑥ いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻[学校の取組編](東京都教育委員会)をもとにチェックリストを作成し、全教職員で実施する。
- ⑦「学校いじめ対策委員会」を中心に、年間活動計画の作成とともに「学校いじめ防止基本方針」を点検し、

必要に応じて見直す。また、いじめの防止のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。

### (3) SNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラル教育を推進して、自己防衛能力や危機回避能力の育成を図る。
- ② インターネットやスマートフォン等のSNSの利用に関して、家庭でのルールづくりや話し合いなどを行うよう、保護者会等を通して常に啓発する。
- ③ 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図るとともに警察やスクールロイヤーなど外部機関と連携していく。

## 3 発生時の対応

- (1) いじめを発見したら、対応チーム（管理職、生活指導主任、当該学年主任及び担任などで構成）を組織し、指導方針の共通理解を図り、迅速に対応する。
- (2) 被害生徒には、「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- (3) 被害生徒とのコミュニケーションを十分に取る。
- (4) いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携を図る。
- (5) 加害生徒が特定できたら、個別に指導し、いじめの非について気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- (6) 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、対応策について十分に説明をし、被害者生徒とその保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。

## 4 構成組織

- (1) 「いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）」（構成委員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC）を設置し、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。  
いじめの早期発見・早期解決のために、生徒の気になる言動や兆候を見逃さず、誰も置き去りにせず、状況の確認・解決への道筋を立て、生徒や保護者・関連機関と連携し、対応する。
- (2) 学校・地域・関係諸機関からなるサポートチーム（構成委員：八王子少年センター、八王子市子ども家庭支援センター、青少年対策地区会長、育成指導員、主任児童委員、校長、副校長、生活指導主任等）を活用して、非行の未然防止や健全育成に取り組む。
- (3) いじめの重大事態が発生した場合には、市教育委員会と連携し、いじめ重大事態調査委員会を速やかに組織する。構成メンバーは、管理職に加え、状況に適する教職員および学運協など外部協力団体の方で構成することを基本とする。

（お問い合わせ）

第一中学校

副校長 宮内 将之

電話 642-1894